

導入促進基本計画

1 先端設備等の導入の促進の目標

(1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

① 東川町の人口構造及び産業構造

東川町の人口は、昭和29年から昭和48年までの間に人口が大きく減少した。これは高度経済成長期に札幌市や東京圏等への大きな人口流出があったためと考えられる。その後、緩やかに減少を続けるが、平成7年より大規模な宅地造成や特徴ある事業の取り組み、旭川市から車で約20分、旭川空港より約15分という地理的条件も揃い、現在まで増加を維持しており、平成30年3月末日では8,217人で10年前の平成20年3月末と比較し490人増加している。

しかしながら、15歳から64歳までの生産年齢人口は4,605人（59.60%、平成20年3月末）から4,453人（54.19%、平成30年3月末日）と一貫して減少を続け、65歳以上の高齢者人口では2,081人（26.93%、平成20年3月末）から2,671人（32.51%、平成30年3月末日）に増加続け、急速に高齢化が進んでいることもあり、今後は全国的に人口減少が進む中、絶対的な転入数の減少や経済の縮小が想定されていることから、従来の取り組みを継承しつつも、新たな視点や方法による対策が必要となっている。

東川町の産業構造は、町の総面積247.06km²のうち、日本最大の山岳国立公園、大雪山国立公園区域が102.55km²と町全体の41.51%を占めており、この大雪山の豊富な清流を活かしたお米を中心とする農業が第1次産業の大半を占めており、東川町の産業構造（従事者別）の21.13%となっている。

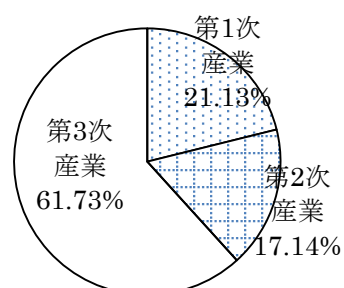
第2次産業は、旭川市に車で約20分という地理的条件から、昭和44年から旭川家具の企業誘致に成功し、現在では木工業が盛んな町として多くの家具職人が集い、全国的に名高い旭川家具の生産全体に占める約30%が東川町で生産されており、東川町の産業構造（従事者別）の17.14%の大半を占めている。

第3次産業は、大雪山国立公園の入口の町として、旭岳温泉、天人峡温泉地区の観光業、中心市街地には飲食店や商店、介護福祉事業が中心で、東川町の産業構造（従事者別）の61.73%となっている。（平成27年国勢調査）。

【表】東川町の産業構造

	従事者数	割合
第1次産業	817	21.13%
第2次産業	663	17.14%
第3次産業	2,387	61.73%
計	3,867	100.00%

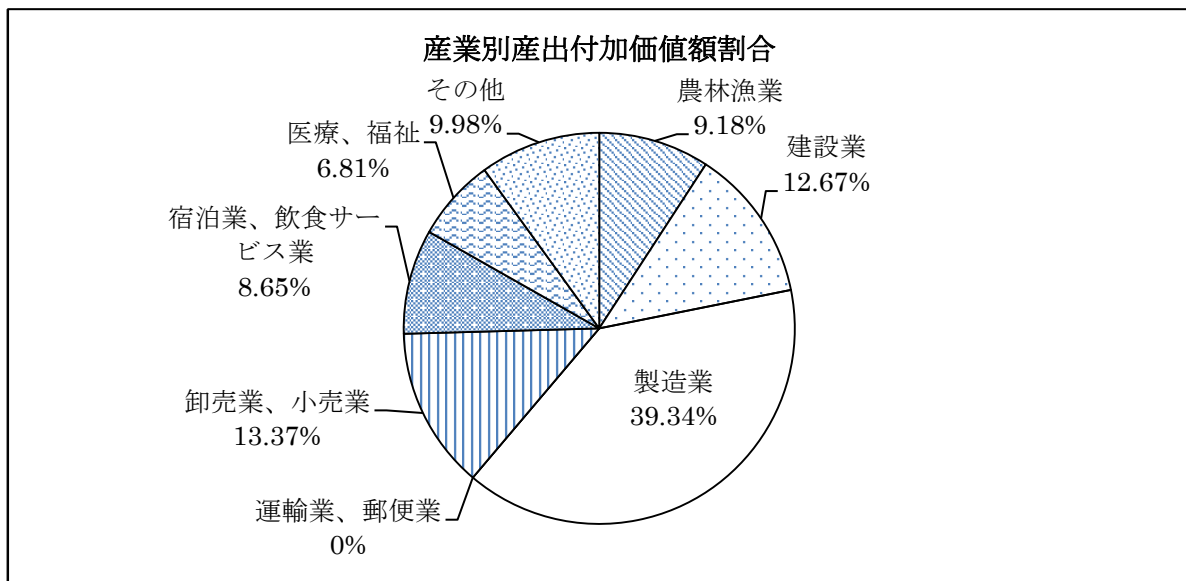
産業構造（従事者別）



産業別の付加価値額で見ると、製造業の生み出す付加価値額が 39.34%で、建設業 12.67%と合わせると、この 2 業種で町全体の 5 割を超えることになる（平成 24 年経済センサスー活動調査）。

【表】 東川町の産業別付加価値額・割合

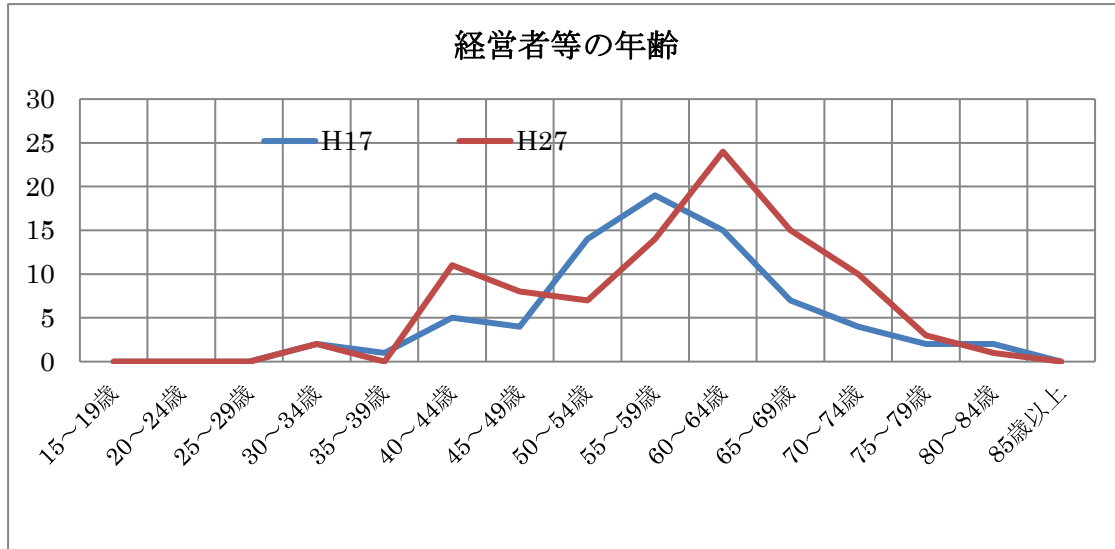
	付加価値額 (百万円)	割合
農林漁業	531	9.18%
建設業	733	12.67%
製造業	2,275	39.34%
運輸業、郵便業	0	0%
卸売業、小売業	773	13.37%
宿泊業、飲食サービス業	500	8.65%
医療、福祉	394	6.81%
その他	577	9.98%



東川町において製造業の付加価値額が高いのは、地域資源を活かした特注家具や芸術性の高い家具・木製品の製造業や原木加工機械の製造業で、その他に豆腐、味噌といったものがあり、産業別産出付加価値額割合の 39.34%を占めている。

② 事業所の経営に携わる者の高齢化

東川町は、経営に携わる者の高齢化が進んでおり、平成 17 年の 58.30 歳に対して平成 27 年は 59.23 歳となっており、(各年国勢調査 管理的職業従事者数)、今後、数年内に多くの経営者が引退年齢を迎えることが見込まれる。



③ 東川町内の産業における課題

経営者や労働者の高齢化の影響が町内の中小の企業・事業所にくまなく及んでおり、また、設備の高年齢化も深刻な状況であることから、今後、地域の中小企業が一気に衰退していく状況が危惧され、その対応が喫緊の課題である。

(2) 目標

東川町内の中小企業においては、早急に設備の更新を進め、従事者の減少や高齢化の中にあっても、労働生産性を維持し、付加価値を高め、さらには次世代の担い手を育て、又は新たに担い手となろうとする者にとって魅力のある業種への発展を促していく必要がある。

労働生産性の向上のためには、助成措置や税制の優遇措置により事業者の設備投資に対する意欲を喚起し、かつ、支援していくことが必要である。このため、生産性向上特別措置法第37条第1項の規定に基づく導入促進基本計画を策定し、中小企業者の先端設備等の導入を促すことで、地域経済の更なる発展を目指す。

これを実現するための目標として、計画期間中に新たに5件程度の先端設備等導入計画の認定を目標とする。

(3) 労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画を認定した事業者の労働生産性（中小企業等の経営強化に関する基本方針に定めるものをいう。）が年率3%以上向上することを目標とする。

2 先端設備等の種類

東川町の産業構造においては、ひとつの産業に偏在しているとはいいがたく幅広い設備において生産性の向上を図ることが必要であるため、本計画において対象とする設備は、中小企業等経営強化法施行規則第7条第1項に定める先端設備等すべてとする。

3 先端設備等の導入の促進に関する事項

(1) 対象地域

東川町は、一部の地域に事業所が偏在しているとはいいがたく、町全域において生産性を向上させる必要があることから、東川町全域を本計画の対象とする。

(2) 対象業種・事業

東川町は、一部の産業に偏在しているとはいいがたいことから、本計画において対象とする業種は、全業種とする。

生産性向上に向けた事業者の取組は、新商品の開発、自動化の推進、IT導入による業務効率化、省エネの推進、市町村の枠を超えた海外市場等を見据えた連携等、多様であるため、本計画において対象となる事業は、労働生産性が年率3%以上に資すると見込まれる事業すべてとする。

4 計画期間

(1) 導入促進基本計画の計画期間

国が同意した日から5年間とする。

(2) 先端設備等導入計画の計画期間

3年間、4年間又は5年間とする。

5 先端設備等の導入の促進に当たって配慮すべき事項

(1) 雇用への配慮

町は、人員削減を目的とした取組を計画認定の対象としない等、雇用の安定に配慮するものとする。

(2) 健全な地域経済の発展への配慮

町は、公序良俗に反する取組や、反社会的勢力との関係が認められるものについては先端設備等導入計画の認定の対象としない等、健全な地域経済の発展に配慮するものとする。